

地域水田農業ビジョン 進行管理の手引き



平成16年8月

中国四国農政局
米政策改革推進本部

～ 目 次 ～

手引きの活用にあたって	P 1
第1章 ビジョンの進行管理とは	P 1
第2章 進行管理を行う体制を作ろう	P 2
(1) 地域協議会段階の体制	P 2
(2) 集落段階の体制	P 3
第3章 進行管理を行いやすいビジョンを策定しよう	P 4
(1) ビジョンに盛り込むべき内容	P 4
(2) 進捗状況が把握しやすいビジョンの内容	P 5
第4章 行動計画を決めよう	P 8
第5章 ビジョン進行管理の年間スケジュールを決めよう	P 9
この「手引き」等について質問がある場合	P10

手引きの活用にあたって

米政策改革大綱に基づき、本年度より開始した水田農業構造改革対策を実施するため、中国四国農政局所管の9県（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県）において、計407の地域水田農業推進協議会（以下「地域協議会」という。）が設置され、水田を有するほぼ全ての地域が水田農業構造改革に向けたスタートを切りました。

新対策を実施するためには、米の生産調整と米以外の作物を総合的に勘案した地域の作物戦略・販売、水田の利活用、担い手の育成等の将来方向を明確にした地域の水田農業ビジョン（以下「ビジョン」という。）を策定する必要があります。前述の全ての地域協議会ではビジョンが策定されていますが、それぞれの地域のビジョンの内容（目標の高度性、目標の実現手法の具体性等）は様々です。

今般の改革の趣旨や目的を考えると、各地域のビジョンの内容に優劣をつけることは適当ではありませんが、せっかく策定したビジョンが「絵に描いた餅」にならないよう、ビジョン実現に向けて積極的に活動するとともに、改革の進捗状況等を地域自らが積極的に検証し、必要に応じて、より実現可能で高度なものへと発展するよう見直しを図ることが望ましいと考えています。このため、ビジョンも、対策期間である16年度から18年度までの間であれば、いつでも、何度でも変更することができる仕組みとなっています。

今般、中国四国農政局米政策改革推進本部では、地域協議会がビジョンの進行管理を行う際に、何に着眼し、注意を払うべきかなどについて、できるだけ具体的に整理した手引き書を作成しました。ビジョンの進行管理主体は地域協議会ですから、これに記載されたとおりに行わなければならないという性格のものではありませんが、本手引き書が引き金となって地域協議会におけるビジョン実現に向けた取組が活発化するなど、地域での水田農業改革の一助となれば幸いです。

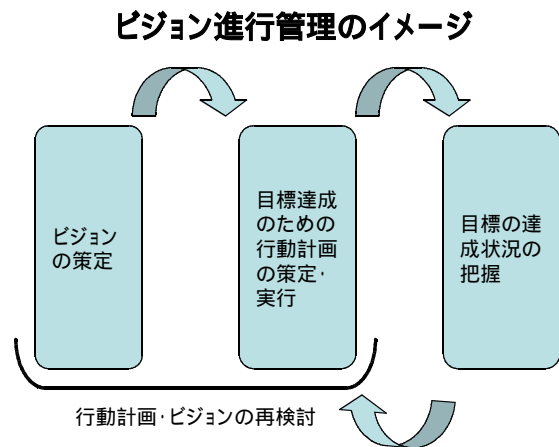
平成16年8月

中国四国農政局 米政策改革推進本部

第1章 ビジョンの進行管理とは

ビジョンの進行管理とは、右の図で示したように、一般的には、

ビジョンを策定した上で、
ビジョンに掲げた目標達成のための具体的な行動計画を策定・実行し、
目標の達成状況を把握し、
その結果を新たな行動計画やビジョン等の変更に反映させること、
であると考えています。



それでは、このような進行管理を、効果的・効率的に行うためには、何に着眼し、どのような点に注意すべきなのでしょうか。

これらについて、次の項から順番に解説していくこととします。

第2章 進行管理を行う体制を作ろう

(1) 地域協議会段階の体制

各地域協議会の規約には、「地域協議会は、地域水田農業ビジョンの策定、実施状況の点検及び見直しに関する事業を行う」旨が明記されているはずです。つまり、ビジョンの進行管理主体は地域協議会ということになります。

ただし、年度途中に何度も地域協議会の会員を招集して会議や打合せを行うことは効率的ではないので、例えば、地域協議会事務局の下に「ビジョン進行管理委員会」といった組織を立ち上げ、この委員会に地域協議会構成組織の実務担当者が委員として参画するといった仕組みとすることも考えられます。

ただし、この場合には、ビジョン進行管理委員会でとりまとめられた情報は、地域協議会事務局を通じて地域協議会の会員に伝達され、必要に応じて総会を開催し、重要な案件は地域協議会で決定するといった仕組みとすることが適当です。

(2) 集落段階の体制

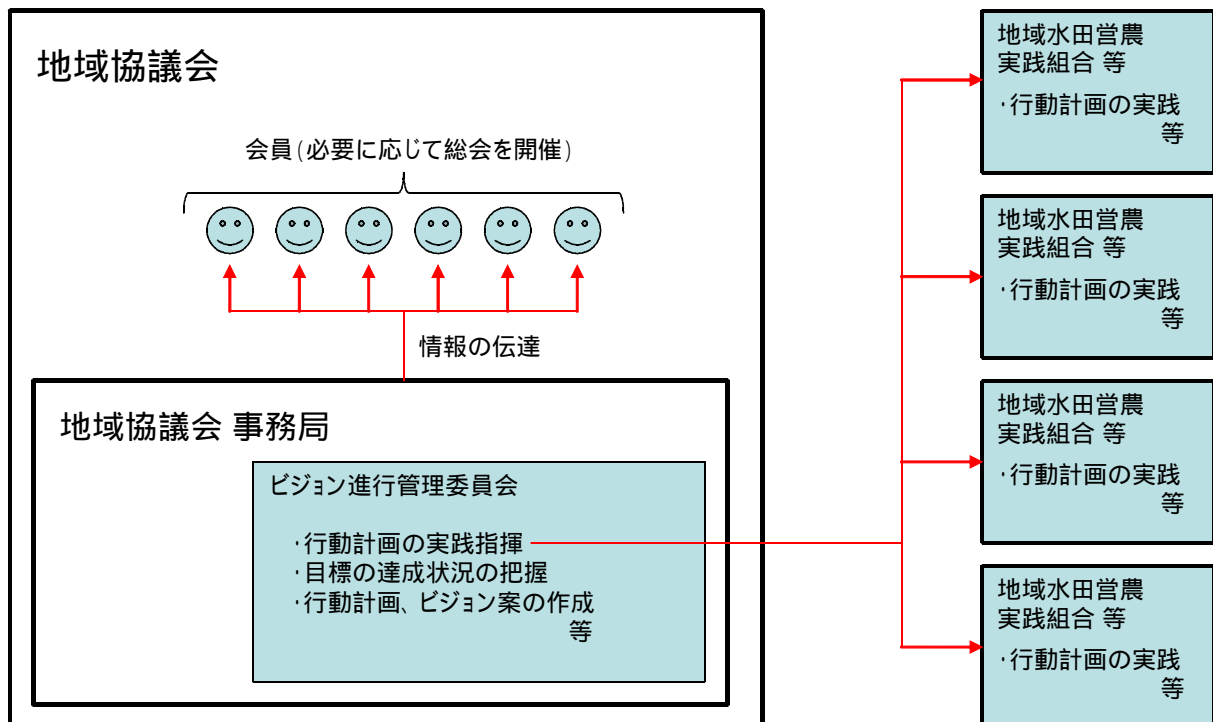
ビジョンに掲げた目標の達成のための「行動計画(第5章参照)」を地域協議会段階で定めることとした場合、目標達成に向けて、広く農業者全般に対応していただきたい項目がでてきます。

ただし、管内の全農業者を集めての会議等を開催することは容易ではありませんし、そもそも、このような活動によって農業者個々人が当事者意識を持つことは難しいと考えられます。

こうした場合に、地域協議会等の指揮を受けて具体的な活動を行っていく集落段階の体制を整備することにより、推進活動の「主たる受け手」が明確になり、より大きな成果が期待できると考えられます。

例えば、JAグループでは、「地域水田営農実践組合」といった組織を集落等ごとに立ち上げ、この実践組合が「集落等毎のビジョン」を策定することにより、集落等毎に身近な目標を設定するとともに、当該組合が中心となって目標達成に向けた具体策を实践することとしていますので、このような組織を積極的に整備し、推進活動の「主たる受け手」として位置づけることが有効だと考えられます。

ビジョン進行管理体制の例



第3章 進行管理を行いやすいビジョンを策定しよう

ビジョンの進行管理を適切に行うには、目標の進捗状況が把握しやすいように、文章や数値等で表現されていることが望ましいといえます。このため、この項では、目標の進捗状況が把握しやすいビジョンとはどのようなものなのかについて解説いたします。

地域協議会によっては、16年度当初に策定したばかりのビジョンをいきなり修正することは難しいという場合もあるかもしれません。このような場合は、例えば、ビジョンの下に「地区別ビジョン」を策定したり、「ビジョン（詳細版）」を策定したりすることなども考えられますので、地域の実情にあったやり方を工夫して下さい。

（1）ビジョンに盛り込むべき内容

ビジョンは、地域の創意工夫を生かし、画一的なものとならないように注意する必要があります。このため、国（農林水産省）は、様式や記載例を示さず、内容として盛り込んで頂きたい最小限の項目のみを皆様に提示してきました。

まずはじめに、この「最小限の項目」を復習すると以下のとおりとなります。

ビジョンに盛り込むべき内容

地域水田農業の改革の基本的な方向

- ア 地域農業の特性
- イ 作物振興及び水田利用の将来方向
- ウ 担い手の明確化と育成の将来方向

具体的な目標

- ア 作物作付け及びその販売の目標
- イ 担い手の明確化・育成及び担い手への土地利用集積の目標

地域水田農業ビジョン実現のための手段

- ア 水田農業構造改革交付金（産地づくり対策）の活用方法
- イ その他の事業の活用

担い手の明確化（担い手リスト）

なお、ビジョンの策定に際しては、転作作物のみでなく、水稻（売れる米づくり）についても記載すべきであること、「麦・大豆品質向上対策」や「耕畜連携推進対策」の助成対象者は、ビジョンの担い手リスト掲載者に限られること、に注意しておく必要があります。

(2) 進捗状況を把握しやすいビジョンの内容

次に、この「最小限の項目 = ビジョンに盛り込むべき内容」ごとに、目標の進捗状況が把握しやすいビジョンとはどのようなものか、1つずつ順に解説いたします。

地域水田農業の改革の基本的な方向

ア 地域農業の特性

ビジョンの推進効果について、地域農業に関する情報の年度変化によって捕らえるため、地域の農地、農業者等に関する基本的な情報を、できるだけ新しいデータを使って示すことが必要です。その際、毎年取得可能なデータであれば、年度途中の検証も可能となり、より有効であるといえます。

地域農業に関する情報としては、以下の項目が考えられます。

地域農業に関する情報の項目例

農地に関するデータ（田畑分類、態様分類、整備率等）

主要品目の農業産出額に関するデータ

主要品目の流通に関するデータ（販売先、販売形態、販売額等）

農業者に関するデータ（専兼分類、面積規模分類、所得分類、農地集積率等）

イ 作物振興及び水田利用の将来方向

作物の生産戦略と販売戦略の方向を、現在の状況と対比して示します。このため、品目や地区毎に、現在と対比した将来の大まかな方向性を記入するとともに、収穫作物の出荷・販売方法や、作付や販売方法の転換のための具体的な方策を記入することが必要です。

例えば、以下の表現であれば、進捗状況を把握しやすいと考えられます。

作物振興及び水田利用の将来方向の記載例

大豆については、JAを中心とした営農指導の強化により、 地区、 地区を中心に生産を振興し、地域全体では、作付面積を現行から2割程度、収穫量で5割程度拡大し、品種は、現行のタマホマレから、作付面積の8割以上を実需者の要望の高いサチユタカに転換する。

また、現在一部で行われているJAと との播種前契約による生産を、地域内の大豆

作付面積の半数以上に適用するとともに、県内のスーパーへのインショップの設置等を通じて、地元加工業者と連携して生産している加工品に用いる大豆の取扱数量を倍増する。
なお、これら取組の目標年次は、平成22年度とする。

ウ 担い手の明確化と育成の将来方向

担い手の明確化については、地域の担い手をどのような基準で線引きするのか明確に記述します。また、このような線引きに時間を要する場合は、現時点の担い手と将来の担い手を分けて定義することも適切な表現手法の1つだと考えられます。

また、育成の将来方向としては、担い手の基準を満たす農家等をどのような考え方や手法で育成するのか、また、何名育成するのか等について記入する必要があります。

例えば、以下の表現であれば、進捗状況を把握しやすいと考えられます。

担い手の明確化と育成の将来方向の記載例

平成19年度以降の将来的な担い手は、担い手経営安定対策の要件を満たす認定農業者及び特定農業団体とする。

ただし、当地域の水田農業基盤の脆弱性に鑑み、当面の間（平成16～18年度）は、当該対策の要件を満たすための経営計画を有し、かつ、個人農業者にあつては水田経営規模が2ha以上、集落営農組織にあつては水田経営面積の合計が10ha以上の農業者等も担い手と位置づけるものとする。

なお、平成19年度以降は、1つの集落につき少なくとも1以上の担い手を確保することとし、各集落に担い手育成検討会を立ち上げて、担い手への農地の利用集積等の目標を個別に策定するものとする。また、JAに法人化に関する専門的知識を有する者を配備し、集落営農組織等の法人化を支援する。

具体的な目標

ア 作物作付け及びその販売の目標

イ 担い手の明確化・育成及び担い手への土地利用集積の目標

これらの項目については、のイ及びウで記載した将来方向について、できる限り詳細に、また、数値目標等を用いて明確になるよう留意して記載することが必要です。

また、地域協議会が定期的に目標の達成状況の検証作業を行うことを前提に

目標値を設定することも重要です。例えば、平成16、17、18、22年度の目標値を記載しておけば、毎年度、順調に改革が進捗しているかを判断することが容易となります。この他、データの取得に労力や時間をかけないようにするため、例えば、助成金の対象品目でないことから営農計画書では集計できない品目がある場合、作付面積ではなく、出荷数量を目標値にするなどの工夫も有効です。

進捗状況を把握しやすい目標に含まれる情報としては、例えば、以下の項目が考えられます。

具体的な目標の項目例

ア 作物作付け及びその販売の目標

作目、 品種、 地区、 目標年度 ごとの
作付面積と生産量、 単収、 販売先毎の販売高

イ 担い手の明確化・育成及び担い手への土地利用集積の目標

担い手の形態、 地区、 目標年度、 品目 ごとの
担い手数、 土地利用集積面積

地域水田農業ビジョン実現のための手段

ア 水田農業構造改革交付金（産地づくり対策）の活用方法

イ その他の事業の活用

これらの項目の内容を記載する際には、それぞれの手段がビジョンに掲げたどの目標値の達成に寄与するものなのかを、可能な限り明確にしておくことが重要です。こうすることで、目標の達成度合いを検証した際に、それぞれの手段が効果を発揮したのか、フィードバックして検討することが可能となります。

地域水田農業ビジョン実現のための手段の記載例

ア 水田農業構造改革交付金（産地づくり対策）の活用方法

担い手への土地利用集積目標の達成に寄与するため、担い手へ新たに5年以上の利用権設定を行うことに対する奨励金として、初年度に限り、水田の貸し手に対して10aあたり20,000円の助成を行う。

イ その他の事業の活用

目標に掲げる、担い手による有機・無農薬によるコシヒカリの作付面積目標の達成に寄与するため、当該米の作付けを行った生産者（担い手に限る）に対して、10aあたり10,000円の助成を行う（町単独予算）。

担い手の明確化（担い手リスト）

この項目では、担い手のリストアップをすることとなりますが、参考情報として、 のウで示した担い手の基準に関する項目（水田経営面積等）についても掲載することにより、現在の担い手の状況をわかりやすく把握することができるため、検証作業に際しても有効な情報となると考えられます。

第4章 行動計画を決めよう

地域協議会が、ビジョンに掲げた目標達成のために策定する行動計画とは、どのような内容が適切なのでしょうか。

地域がビジョン（＝目標）を定めたことが引き金となって、農業者等が自主的に活動し、目標を達成する成果が挙がるといったことは、現実的には難しいといえます。このため、目標を達成するために、いつか、誰かが、誰かに対して、何らかの推進活動を実施する必要があります。この「いつか」「誰かが」「誰かに対して」「何らかの」の4点を明確にしたものが、行動計画ということになります。

なお、ビジョンに掲げたどの目標を達成するための行動計画であるのかを明確にすることが重要なので、ビジョンの目標ごとにこの4点を整理することがポイントといえます。

これらを踏まえた行動計画としては、例えば、以下の内容が考えられます。

行動計画の記載例

目 標	活動時期	活動主体	被活動主体	活動内容
大豆単収2割増	5月	J A	大豆生産組合	現地見回りによる排水対策指導
地元加工業者の大豆取扱数量倍増	6月～2月	J A 、食品(株)等	生協、スーパー等	新製品を用いた販売促進活動及び営業活動
1集落1担い手づくり	11月～2月	ビジョン進行管理委員会	全ての地域水田営農実践組合代表者	特定農業法人化によるメリット措置等に関する勉強会
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

第5章 ビジョン進行管理の年間スケジュールを決めよう

最後に、ビジョン進行管理の年間スケジュールを明確にしましょう。例えば、目標の達成状況等を踏まえてビジョンや産地づくり計画書等を改正する必要がある場合に、翌年度4月に開催する「総会」で決定することとしているのであれば、そこから様々な準備作業に要する期間を逆算してスケジュールを立てる必要があります。

その際に注意すべき「準備作業に要する期間」としては、以下の3点が考えられます。

目標の達成状況の把握・分析に要する期間

翌年度のビジョン、行動計画、産地づくり計画書案の策定に要する期間

農業者（集落）及び地域協議会関係者の合意形成に要する期間

特に、年度末と年度初めは、地域協議会の他の事務スケジュールも詰まっていますので、「スケジュール的な問題から、せっかくの現状分析結果が新しいビジョン等に反映できなかつた」ということのないよう、事前の綿密な日程管理が必要です。

また、上記の合意形成の方法をあらかじめ明確にして、農業者や地域協議会関係者の了解を得ておくことも重要です。

年間スケジュールの例

- ステップ1 農業者（集落）及び地域協議会関係者の合意形成方法の了解（～11月中旬）
- ステップ2 目標の達成状況の把握（～11月中旬）
- ステップ3 目標の達成状況の分析（～12月上旬）
- ステップ4 翌年度のビジョン、行動計画、産地づくり計画書案の策定（～12月下旬）
- ステップ5 目標の達成状況の補正（～2月中旬）
- ステップ6 農業者（集落）及び地域協議会関係者への説明（～2月中旬）
- ステップ7 農業者（集落）及び地域協議会関係者からの意見集約と再調整（～3月下旬）

(この「手引き」等について質問がある場合)

農政局では、「農政事務所」「統計・情報センター」「国営事業所」等の職員からなる『ビジョン実現支援チーム』を各県に組織しております。

この手引きに関するだけでなく、米政策全般についてご質問などがありましたら、最寄りの窓口にお気軽にお問い合わせ下さい。

組 織 名	窓 口 担 当 者	電 話 番 号
鳥取県ビジョン実現支援チーム	長谷川美忠(鳥取農政事務所 食糧部 農政業務管理官)	(0857)22-3131
島根県ビジョン実現支援チーム	糸田 雅樹(島根農政事務所 食糧部 農政業務管理官)	(0852)24-7311
岡山県ビジョン実現支援チーム	内田 邦彦(中国四国農政局 食糧部 生産調整係長)	(086)223-3131
広島県ビジョン実現支援チーム	久行 孝 (広島農政事務所 食糧部 業務管理官)	(082)281-2113
山口県ビジョン実現支援チーム	吉岡 志郎(山口農政事務所 食糧部 業務管理官)	(083)922-5200
徳島県ビジョン実現支援チーム	濱 邦明 (徳島農政事務所 食糧部 業務管理官)	(088)622-6133
香川県ビジョン実現支援チーム	さなぎ 佐柳 恒雄(香川農政事務所 食糧部 業務管理官)	(087)831-8153
愛媛県ビジョン実現支援チーム	一色 清 (愛媛農政事務所 食糧部 業務管理官)	(089)924-7121
高知県ビジョン実現支援チーム	東岡 昭二(高知農政事務所 食糧部 生産調整係長)	(088)875-2153